

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月6日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

業務用給湯器部品交換修理

2 履行（納品）場所

横浜市南区中村町4-269-1

横浜市立中村小学校

3 契約日

令和6年1月31日

4 履行日又は履行期間

令和6年2月16日

5 契約金額

136,400円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市旭区中白根3-24-18

株式会社 森川工業

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

中村小学校において、給食調理室の業務用給湯器がエラーコードを表示して燃焼が正常におこなわれず、水温が上がらない状態となった。安全な給食の提供に重大な支障が生じたため、部品の交換修理をおこなう。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立中村小学校